

16年度市営自転車等駐車場の利用者登録受け付け

申請は郵送で1月5日～23日に

市では、通勤・通学等で駅周辺の市営自転車等駐車場を常時利用する方を対象に、16年度利用者登録を受け付けます。現在登録されている方も新たに手続きが必要です。

【登録申請書・要項の配布】
 地域政策課(市役所5階)上
 の原・ひばりが丘・滝山の各出張所、東第9・西第7の各自転車駐車場で12月15日から配布します

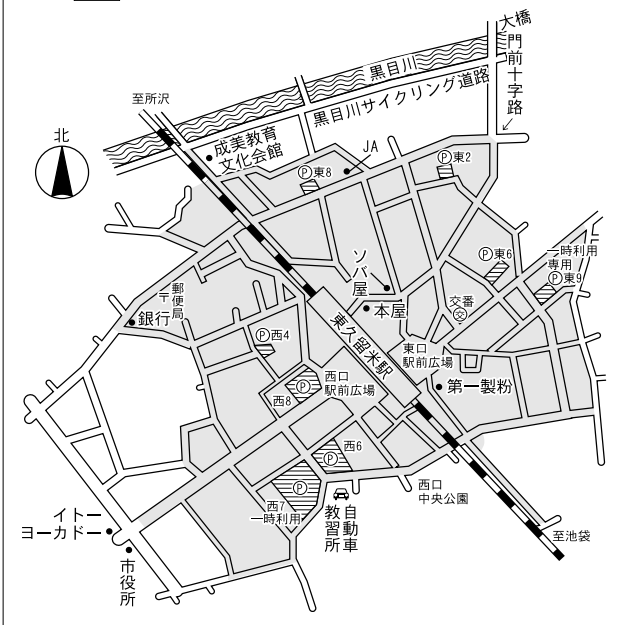
【登録申請方法(登録要項に)】
 従って、16年1月5日(月)～23日(金)に(消印有効)〒203 8555、市役所地域政策課都市交通係あて郵送を、封筒には、登録者本人

自転車等駐車場使用料

種別	自転車		バイク(原付)	
	一般	学生等	一般	学生等
1年間	12,000円	7,200円	15,000円	9,000円
6カ月間	6,000円	3,600円	7,500円	4,500円

自転車等駐車場と放置禁止区域

内は、自転車等放置禁止区域です



水道管の漏水調査にご協力

大切な水を守るために、市内の水道管の漏水調査を実施します。

この調査は、地表面に表れない漏水を発見し、修理するためのものです。調査の際には「身分証明書」を携帯し、「腕章」を付けた調査員が敷地内に入らせていただくこともありますので、ご協力をお願いします。

【調査期間】16年2月28日(土)まで

【調査方法】道路から各家庭の量水器までの漏水調査(道路の配水管調査は夜間も実施しますが、ご家庭の給水管調査は昼間に実施します)

【調査区域】中央町二丁目五丁目一部、南町全域、前沢二丁目、下里三丁目、滝山五丁目、柳屋一丁目

水道管にも冬支度を

冬の季節、気温が低下すると、屋外の露出している水道管は、中の水が凍結して断水する恐れがあります。

冬の間、水道管の凍結防止のために、保温材を水道管に巻く。ビニールテープをすき間なく巻く。(下から上へ)

の住所・氏名・郵便番号を記入し、80円切手をはった返信用封筒を同封してください

【登録の決定】希望する駐車場が登録可能台数を超えた場合は、抽選で決定します。登録決定後の手続きについては返信用通知をご覧ください

詳しくは同係 ☎70・7776

合は、抽選で決定します。登録決定後の手続きについては返信用通知をご覧ください

詳しくは同係 ☎70・7776

したり、管が破損したりすることがあります。水道管にも防寒対策を行ってください

【ご家庭でできる防寒対策】水道管が直接外気に触れないよう、保温材を巻き付け、その上からビニールテープで固定し、保温材がぬれないようにビニールテープ等で下からすき間なく重ねて巻きます

保温材は市販されているもののほかに、毛布、発泡スチロール等ご家庭にあるもので代用できます。

詳しくは水道業務課 ☎71・5186

「メータ検針日」が変更となります。該当の方には定期検針日の際に個別にお知らせを配布します。ご理解と協力をお願いします。

【実施時期】16年1月から12月まで

詳しくは水道業務課 ☎71・5184

12月1日付市人事異動

市では、12月1日付で課長級および係員の異動を行いました。課長級の異動は次の通りです(カッコ内は前職)。なお、教育部総務課学校適正化等担当課長は教育部長・洞維三郎が事務取扱となりました。

【課長級】教育部主幹(教育部総務課学校適正化等担当課長) 荒島久人

詳しくは職員課 ☎70・7166

【専門】

予約は広報課 ☎70・7777(代)へ

法律相談 1月7日(土)の午前10時から、市役所2階相談室。担当：弁護士。いずれも12月26日の午前8時から、先着順に電話予約を受け付け。

登記相談 1月7日の午後1時から、市役所2階相談室。土地等の所有権移転など。担当：司法書士。12月25日の午前8時から先着順に電話予約を受け付け。

表示登記相談 1月7日の午後1時から市役所2階相談室。建物の新・増・改築の登記など。担当：土地家屋調査士。12月25日の午前8時から先着順に電話予約を受け付け。

税務相談 1月14日の午後1時から、市役所2階相談室。担当：税務相談員。

【子ども】

中央相談室(教育センター) 成美教育文化会館(内) ☎73・3667 毎週火曜日、土曜日の午前10時から午後5時、電話相談も可。

ひがくるめ 農業 NOW! No.7

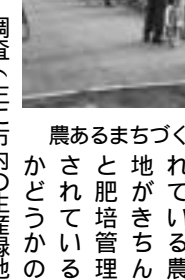
農業委員会の役割

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づいて、農業者の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する機関として区市町村に置かれた行政委員会です。東久留米市農業委員会は選挙によって選ばれた委員12名と、農業協同組合が推薦

した理事1名、市議会が推薦した字識経験者3名の選任委員4名の合計16名で構成されています。

その法律の目的は、農業生産力の発展および農業経営の合理化を図り、農業者の地位の向上に寄与することです。農業委員会の主な役割には次の3つがあります。

農地法に基づき、農地転用や農地の権利移動時の許可事務、農業振興計画の作成および実現推進、東久留米農業の



目指すべき道を示し、その実現に向けての行動、農地パトロール、農地法等により守られ、市民に新鮮な農産物を供給するほか、災害時の避難場所など多面的機能も高く評価されている農地がきちんと管理されているかどうかの調査(主に市内の生産緑地を対象に、無断転用や農地の管理状況を一筆ごとに調査するもので、毎年春

秋に2回実施) 管理が行き届いていない農地等については、適正管理するよう指導しています。

11月15・16の両日、市民みなのまつり・農業祭会場でも、新鮮・安心の市内農産物の販売などを通して、農業者と共に都市農業への理解を市民の皆さんに積極的に訴えかけました。

農業者の相談に乗り、農地保全に努め、緑豊かな地域づくりに貢献する「農あるまちづくり」の推進役、農業委員会の活動にご理解とご協力をお願いします。

詳しくは産業振興課 ☎70・7743

募集 市職員

一般事務(身体障害者含む)・消防官・保育士

市では、16年4月1日以降に採用する職員を募集します。募集職種、募集人員、受験資格は、下表の通りです。

【募集要項の配布】12月15日(月)～16年1月9日(金)の午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日と12月27日、1月4日は除く)、職員課(市役所4階)で

【願書申し込み受け付け】16年1月7日(水)～9日(金)の午前9時～午後5時に、本

職種	募集人員	受験資格
一般事務	若干名	・大学卒 昭和54年4月2日以降に生まれた方 ・短大卒 昭和56年4月2日以降に生まれた方 ・高校卒 昭和58年4月2日以降に生まれた方
一般事務(身体障害者)	若干名	身体障害者手帳の交付を受けている方で、下記の要件をすべて満たす方 昭和48年4月2日以降に生まれた方で、高校卒業程度の学力を有すること 自力で職務の遂行と通勤ができること 活字印刷の筆記試験に対応できること
消防官	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれ、高校卒業程度の学力を有するとともに身体能力が一定の基準にある方
保育士	若干名	保育士の資格を有する方または資格取得見込みの方 ・大学卒 昭和54年4月2日以降に生まれた方 ・短大卒 昭和56年4月2日以降に生まれた方

いずれも平成16年3月卒業見込みの方を含む。

お気軽に無料相談

「税理士」1月9日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。人身の上相談 1月21日の午後1時から、市役所2階相談室。担当：市役所2階相談員。1月13日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

不動産相談 1月21日の午後1時から、市役所2階相談室。担当：市役所2階相談員。1月13日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

不特定相談 1月21日の午後1時から、市役所2階相談室。担当：市役所2階相談員。1月13日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

消費者相談 平日の午前9時半～午後4時半、市民生活館1階訪問販売による被害など。担当：消費生活相談員。電話相談 ☎73・4505 可。

【悩みごと】

電話なんでも相談 1月14日の午前10時から(東久留米市社会福祉協議会) 水曜日を除く平日の午前10時～午後4時 ☎74・4294